



## 平成19年3月期

## 個別中間財務諸表の概要

平成18年11月22日

上場会社名 株式会社 豊和銀行  
コード番号 8590

上場取引所 福岡証券取引所  
本社所在都道府県 大分県

(URL <http://www.howabank.co.jp/>)

代表者 取締役頭取 榑原 憲 治  
問合せ先責任者 経営管理部長 牧野 郡 二 TEL (097) 534-2611  
決算取締役会開催日 平成18年11月22日 配当支払開始日 平成一年一月一日  
単元株制度採用の有無 有 (1単元1,000株)

## 1. 18年9月中間期の業績 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
18年9月中間期	6,235	△15.8	△767	—
17年9月中間期	7,407	△0.4	△4,025	—
18年3月期	15,202	2.2	△12,762	—

	中間(当期)純利益		1株当たり 中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年9月中間期	△840	—	△14	18
17年9月中間期	△2,252	—	△37	97
18年3月期	△15,414	—	△259	82

(注) ① 期中平均株式数 普通株式 第1回A種優先株式 第1回B種優先株式  
18年9月中間期 59,307,601株 1,114,754株 557,377株  
17年9月中間期 59,331,611株  
18年3月期 59,325,606株  
② 会計処理の方法の変更: 無  
③ 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

## (2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注2)	1株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注3)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
18年9月中間期	512,516	12,447	2.4	58 14	6.99
17年9月中間期	565,081	18,954	3.4	319 51	8.51
18年3月期	534,844	4,972	0.9	83 84	2.17

(注1) ① 期末発行済株式数 普通株式 第1回A種優先株式 第1回B種優先株式  
18年9月中間期 59,299,469株 6,000,000株 3,000,000株  
17年9月中間期 59,323,762株  
18年3月期 59,313,756株  
② 期末自己株式 18年9月中間期 145,431株 17年9月中間期 121,138株 18年3月期 131,144株  
(注2) 「自己資本比率」は、(中間期末純資産の部合計－中間期末新株予約権)を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。  
(注3) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

## 2. 19年3月期の業績予想 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	中間(当期)純利益
	百万円	百万円	百万円
通 期	13,200	1,200	1,200

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 20円23銭

## 3. 配当状況

## ・現金配当

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
18年3月期	—	—	—
19年3月期(実績)	—	—	—
19年3月期(予想)	—	—	—

## ・現金配当

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
A種優先株式			
18年3月期	—	—	—
19年3月期(実績)	—	—	—
19年3月期(予想)	—	20.71	20.71

## ・現金配当

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
B種優先株式			
18年3月期	—	—	—
19年3月期(実績)	—	—	4.73
19年3月期(予想)	—	4.73	4.73

※ 上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としております。実際の業績は、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

なお、上記業績予想に関する事項は、3ページを参照してください。

## 比較中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	注記 番号	平成18年 中間期末(A)	平成17年 中間期末(B)	比較 (A-B)	平成17年度末 (要約)(C)	比較 (A-C)
(資産の部)						
現金預け金	※7.	64,036	48,939	15,096	79,296	△ 15,259
買入金銭債権		13	—	13	15	△ 1
商品有価証券		—	45	△ 45	2	△ 2
有価証券	※1.7.	94,430	95,244	△ 814	87,773	6,656
貸出金	※2.~6.8.	360,134	410,214	△ 50,079	370,752	△ 10,617
外国為替	※6.	62	121	△ 59	140	△ 78
その他資産	※7.	3,252	2,286	966	2,440	811
不動産		—	9,962	—	10,814	—
有形固定資産	※9.10.12.	9,470	—	—	—	—
無形固定資産		270	—	—	—	—
繰延税金資産		2,574	8,600	△ 6,026	2,740	△ 166
支払承諾見返		3,497	4,392	△ 894	3,772	△ 274
貸倒引当金		△ 25,225	△ 14,725	△ 10,500	△ 22,904	△ 2,321
資産の部合計		512,516	565,081	△ 52,564	534,844	△ 22,327
(負債の部)						
預金	※7.	485,548	527,250	△ 41,701	515,028	△ 29,479
売渡手形		—	2,800	△ 2,800	—	—
借入金		447	554	△ 106	539	△ 91
外国為替		0	0	0	0	0
社債	※11.	7,000	7,000	—	7,000	—
その他負債		1,753	1,889	△ 136	1,516	236
賞与引当金		4	293	△ 289	134	△ 129
退職給付引当金		489	557	△ 67	544	△ 54
役員退職慰労引当金		—	133	△ 133	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※12.	1,327	1,254	72	1,336	△ 8
支払承諾		3,497	4,392	△ 894	3,772	△ 274
負債の部合計		500,069	546,127	△ 46,058	529,871	△ 29,802

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科 目	注記 番号	平成18年 中間期末(A)	平成17年 中間期末(B)	比較 (A-B)	平成17年度末 (要約)(C)	比較 (A-C)
(資本の部)						
資 本 金		—	7,700	—	7,700	—
資 本 剰 余 金		—	6,401	—	6,401	—
資 本 準 備 金		—	6,401	—	6,401	—
利 益 剰 余 金		—	2,554	—	△ 10,606	—
利 益 準 備 金		—	1,298	—	1,298	—
任 意 積 立 金		—	2,000	—	2,000	—
中間(当期)未処分利益 (△は中間(当期)未処理損失)		—	△ 743	—	△ 13,904	—
土 地 再 評 価 差 額 金	※12.	—	1,849	—	1,767	—
その他有価証券評価差額金		—	503	—	△ 232	—
自 己 株 式		—	△ 54	—	△ 58	—
資 本 の 部 合 計		—	18,954	—	4,972	—
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計		—	565,081	—	534,844	—
(純資産の部)						
資 本 金		7,995	—	—	—	—
資 本 剰 余 金		4,500	—	—	—	—
資 本 準 備 金		4,500	—	—	—	—
利 益 剰 余 金		△ 828	—	—	—	—
そ の 他 利 益 剰 余 金		△ 828	—	—	—	—
繰 越 利 益 剰 余 金		△ 828	—	—	—	—
自 己 株 式		△ 62	—	—	—	—
株 主 資 本 合 計		11,604	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金		△ 912	—	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	※12.	1,755	—	—	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		843	—	—	—	—
純 資 産 の 部 合 計		12,447	—	—	—	—
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		512,516	—	—	—	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 比較中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	注記 番号	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比較 (A-B)	平成17年度 (要 約)
経 常 収 益		6,235	7,407	△ 1,172	15,202
資 金 運 用 収 益		5,330	6,303	△ 972	12,615
(うち貸出金利息)		( 4,773 )	( 5,684 )	( △ 911 )	( 11,254 )
(うち有価証券利息配当金)		( 503 )	( 521 )	( △ 18 )	( 1,164 )
役 務 取 引 等 収 益		711	792	△ 81	1,647
そ の 他 業 務 収 益		122	84	37	99
そ の 他 経 常 収 益		71	227	△ 155	840
経 常 費 用		7,003	11,433	△ 4,430	27,964
資 金 調 達 費 用		312	203	109	491
(うち預金利息)		( 213 )	( 202 )	( 10 )	( 389 )
役 務 取 引 等 費 用		587	738	△ 150	1,401
そ の 他 業 務 費 用		292	70	221	134
営 業 経 費 ※1.		3,419	4,090	△ 670	7,925
そ の 他 経 常 費 用 ※2.		2,391	6,330	△ 3,939	18,010
経 常 損 失		767	4,025	△ 3,257	12,762
特 別 利 益		15	447	△ 432	2,393
特 別 損 失 ※3.		79	170	△ 91	174
税引前中間(当期)純損失		831	3,749	△ 2,917	10,542
法人税、住民税及び事業税		8	30	△ 21	39
法人税等調整額		0	△ 1,526	1,526	4,832
中間(当期)純損失		840	2,252	△ 1,412	15,414
前 期 繰 越 利 益		—	1,496	—	1,496
土地再評価差額金取崩額		—	12	—	12
自己株式処分差損		—	0	—	0
中間配当額		—	—	—	—
中間(当期)未処理損失		—	743	—	13,904

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	7,700	6,401	△ 10,606	△ 58	3,437
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	4,500	4,500			9,000
資本の減少	△ 4,204		4,204		—
資本準備金の取崩		△ 6,401	6,401		—
中間純損失			△ 840		△ 840
自己株式の取得				△ 3	△ 3
自己株式の処分			△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩			12		12
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計	295	△ 1,901	9,777	△ 3	8,167
平成18年9月30日残高	7,995	4,500	△ 828	△ 62	11,604

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地評価差額金	評価換算差額等 合計	
平成18年3月31日残高	△ 232	1,767	1,535	4,972
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				9,000
資本の減少				—
資本準備金の取崩				—
中間純損失				△ 840
自己株式取得				△ 3
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				12
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 680	△ 12	△ 692	△ 692
中間会計期間中の変動額合計	△ 680	△ 12	△ 692	7,475
平成18年9月30日残高	△ 912	1,755	843	12,447

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 財務諸表作成のための基本となる事項

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
(1)	商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
(2)	有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3)	デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4)	固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：39年～47年 動 産：4年～6年 ②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(5)	繰延資産の処理方法 ①株式交付費の処理方法 株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。 ②社債発行費の処理方法 社債発行費は、その他資産に計上し、3年間の均等償却を行っております。
(6)	引当金の計上基準 ①貸倒引当金 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間については前事業年度より将来の予想損失を勘案し5年）における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。 ②賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 ③退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(8) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(9) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は12,447百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。
(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用しております。なお、これによる影響はありません。
(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の償却を行っております。

### 表示方法の変更

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。 (中間貸借対照表関係) (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益(又は中間未処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末  
(平成18年9月30日)

- ※1. 関係会社の株式総額 22百万円
- ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,533百万円、延滞債権額は38,802百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,796百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,131百万円であります。  
 なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,433百万円であります。
- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  

担保に供している資産	有価証券	31,167百万円
	預け金	3百万円
担保資産に対応する債務	預金	613百万円

 上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金63百万円、有価証券19,734百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は25百万円であります。
- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、17,978百万円であります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,102百万円
- ※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円
- ※11. 社債は、劣後特約付社債であります。
- ※12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日  
 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,346百万円



## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 140百万円      その他 50百万円	
※2. その他の経常費用には、貸倒引当金繰入額 2,343百万円、株式売却損8百万円を含んでおります。	
※3. 当中間会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額34百万円を特別損失に計上しております。	
場所	主な用途      種類      減損損失
大分県内	遊休資産3物件      土地      27百万円
	営業用店舗1物件      建物      6百万円
大分県外	遊休資産1物件      土地      0百万円
合計	34百万円
資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。	
なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定額及び不動産鑑定評価基準等により評価しております。	

## (中間株主資本等変動計算書関係)

I 当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)					
1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項					(単位：千株)
	前事業年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	適用
自己株式					
普通株式	131	14	0	145	
A種優先株式	—	—	—	—	
B種優先株式	—	—	—	—	
合計	131	14	0	145	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14千株は、単位未満株式の買取による増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単位未満株式の買増による減少であります。

リース取引関係

EDINETにより開示を行なうため記載を省略しております。

有価証券関係

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。